

指定避難所

被災者支援拠点という視点



避難所とは

避難所は被災者自ら運営しなければいけません。まだまだ避難所に到着さえすれば大丈夫だと思っ
ている方が多くいます。しかし、指定避難所になっている場所の多くは、
小・中学校の体育館または公民館で
す。生活する場所としての施設では
ありません。そもそも指定避難所と
は7日間程度を過ごす場所との位
置づけですので、整備もされていな
いところがほとんどです。雨露をし
のぐ建物だけでは「命」と「くらし」
は守れません。**生活の場所としての
機能と体制を準備する必要がある
です。**

行政では、どのくらいの人が避難
してくるのかを総人数から施設を
割り出します。しかし、一人ひとり、
必要なもの、必要な支援が異なりま
す。**個人で準備しなければなら
ないもの、地域で備えておくもの、行政
による支援**

が、混乱を極めている行政も対応
ができませんでした。回答
をいただくことができないまま
久能校長の判断で解放したそう
です。

確かに、避難所には地域住民だ
けでなく、旅行者やたまたまその
地域に来ていた他の地域の人も
避難してくるとの記載がありま
すが、その方々のことも考えて避
難所の備蓄計画を考えていると
ころがあるかというところほとん
ど無いに等しいと思います。

被災した地域を支える

人口密集地では、被災予想人口
が現在の指定避難所収容人数を
超えてしまっているところもあ
ります。そのような地域では、災
害の種類によっては、マンシヨ
ンなど**安全が確保できるのであれば
自宅に留まって欲しい**というたっ
ている自治体もあります。無理を
して避難所に避難しなくても良
いし、いろいろな課題を抱えてい
る人たちは、精神的にも身体的に
もその方が楽だと言えます。

ただ、ライフラインが止まって
いる場合などは、その方々の食料
や水、トイレの問題をどのように
解決するかがカギになってきます。



各世帯ごとのプライバシーを守った避難所の例

や専門スタッフの仕組みが必要
な場合もあります。避難所では、災害
から助かった命を守る機能が必
要です。

多様な避難生活

これまでの被災地では、被害に目
を奪われ、被災者の暮らしにつ
ては、避難所に指定されていない場所
で生活をされている方、被災した自
宅で生活を行っている方、親せきや
知り合いを頼って生活を行って
いる方など、多様な避難生活を支
える仕組みや決まりもありません
でした。指定避難所に避難しなかつた方
とはどのような方々だったのだ
でしょうか。東日本大震災のさま
ざまな方の証言から、特に障がい
をお持ちの方、高齢者など、**集団生活
を行うことが難しい方々が、やむ
を得ず壊れた自宅や避難指示の出
ていない地域で生活を行っていた
ことがわかった。**

東日本大震災では

自宅を失った岩手県大船渡市の
女性は、自閉症の長男(22)たちと、
避難所や福祉施設を転々とした日々
を振り返り、「震災の日、車で近所
の学校の体育館へ向かった。見知ら
ぬ人たちが集まり、騒然とする館
内に、長男が落ち着ける場所はな
かった。やむを得ずエンジンをか
けたままの車の中に泊まった。食
料や毛布の配給が知らされず、受
け取れなかった。ガソリンが尽
き、翌日には体育館に入ること
に。身体を動かす場所だと
覚えていた長男は館内を走り回
り、他の人から「走らせるな」と
怒鳴られた。萎縮する長男を見
て、数日後には他の避難所へ。お
年寄りたちが身を寄せる福祉施
設にも行ったが、お年寄りの身の
回りの世話まですることに。夫
の勤務先が用意してくれた社
宅に入れたのは約3週間後だ
った。」と話しています。

また、南相馬市の「NPO法人さ
ぽーとぴあ」代表理事の青田由幸
さんは、「原発の問題で全市民が
避難しなければならぬ状況でも、
自宅に残っている障がい者は20%
いた。さらに、一か月間に戻って
きた障がい者や高齢者は40%
になった。その理由としては、
避難所がなかった。避難の情報が
入らなかった。避難した避難所
での生活には困難が多すぎた
などである。」と話しています。

最後に

このような在宅にいる被災者の
支援も含めて、今後指定避難所
のあり方を考えていく必要があ
ります。声を上げられない人が
取り残されないように。

「被災者支援拠点」として機能
する仕組みは日常に構築してお
く必要があります。人のつなが
り、支援ができる仕組みと専門
家の連携、安心できる環境など、
命とくらしを守るために、
避難所はこれまで以上の役割を
担うことを知り、冒頭にふれた
避難所の運営も考えていただ
きたいと思えます。

文責 大分県ボランティア
市民活動センター

村野 淳子

